



～親子間の金銭貸借について～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



住宅を購入するときなど、生前贈与ではなく親からまとまった資金を借りる場合、きちんと証拠を残しておかないと税務署から贈与と認定され、贈与税が課せられる可能性があります。親子間の金銭貸借における注意点についてご説明いたします。

1. 贈与とみなされるケース

親と子、祖父母と孫など、特殊の関係がある者相互間における金銭の貸し借りについては、「ある時払いの催促なし」や、「出世払い」というような貸し借り、実質的に贈与であるにもかかわらず形式的に貸し借りとしている場合は、贈与とみなされ贈与税が課税されます。

2. 贈与税を課せられないために

親子間の金銭の貸し借りでは、真実(本当に)、「借りた」場合でも、書類を作らない場合が多いです。しかし、これでは借りたとの証拠がないので、「あげた・もらっている(贈与)」と認定されるおそれがあります。また、借用書を作るなどして形式を整えたとしても、きちんと返済をしてないと、これも実態は贈与であるとみなし、税務署が贈与税を課税するおそれがあります。贈与とみなされないためには、第三者から見ても「貸し借り」であることが明確である必要があります。

(1) 金銭消費貸借契約書を作成

- ・借用書(借主のみ署名・押印)の書式ではなく、金銭消費貸借契約書にして当事者が署名・押印する。
- ・借入金額、利息(利率)、返済期間等を明記する。
- ・収入印紙の貼付けを忘れないように。

(2) 借入金額は、借主の年収に応じた返済可能額を設定する。

- ・年間の返済額は、概ね年収の30%～40%以内とする。

(3) 返済期間は、年齢を考慮して設定する。

- ・貸主の年齢があまりに高齢になるような返済期間を設定すると否認させるおそれがある。

(4) 通帳に記録(証拠)を残す

- ・面倒でも、現金による返済でなく、約定とおり毎月・定期的に貸主の口座に銀行振込みを行い、返済している記録(証拠)を残しておくこと。

(5) 公証人役場で確定日付をもらう

- ・契約書を後から作ったものでないことを証明するため、公証人役場で確定日付印を押してもらう。

上記のように、契約書の作成や返済記録を残していくことは、税金対策だけでなく、相続のとき、他の相続人から特別受益(生前贈与)と疑われることを避けるためにも必要です。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp